

第95回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

- ①事業報告の新株予約権等の状況
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

株式会社 **アーレスティ**

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ
(<http://www.ahresty.co.jp>) に掲載しているものです。

新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年3月31日現在)

発行決議日	平成18年11月15日	平成19年7月26日	平成20年7月25日				
新株予約権の数	35個	51個	129個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,900株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	平成18年12月1日から 平成48年11月30日まで	平成19年8月11日から 平成49年8月10日まで	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで				
行使の条件	注1	注2	注3				
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	35個	新株予約権の数	51個	新株予約権の数	109個
		目的となる株式数	3,500株	目的となる株式数	5,100株	目的となる株式数	10,900株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名
		新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	20個
目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	2,000株		
保有者数	0名	保有者数	0名	保有者数	1名		

発行決議日	平成21年7月24日	平成22年7月12日	平成23年7月20日				
新株予約権の数	118個	128個	183個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 11,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 18,300株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで	平成22年7月29日から 平成52年7月28日まで	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで				
行使の条件	注4	注5	注6				
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	98個	新株予約権の数	108個	新株予約権の数	163個
		目的となる株式数	9,800株	目的となる株式数	10,800株	目的となる株式数	16,300株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	1名	保有者数	2名	保有者数	3名
		新株予約権の数	20個	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	20個
目的となる株式数	2,000株	目的となる株式数	2,000株	目的となる株式数	2,000株		
保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名		

発行決議日		平成24年7月24日	平成25年7月22日	平成26年7月28日			
新株予約権の数		183個	220個	451個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 45,100株 (新株予約権1個につき100株)			
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)			
権利行使期間		平成24年8月9日から 平成54年8月8日まで	平成25年8月10日から 平成55年8月9日まで	平成26年8月20日から 平成56年8月19日まで			
行使の条件		注7	注8	注9			
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	163個	新株予約権の数	200個	新株予約権の数	416個
		目的となる株式数	16,300株	目的となる株式数	20,000株	目的となる株式数	41,600株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	3名	保有者数	4名	保有者数	4名
		新株予約権の数	20個	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	35個
		目的となる株式数	2,000株	目的となる株式数	2,000株	目的となる株式数	3,500株
		保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名

発行決議日		平成27年7月24日	
新株予約権の数		448個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 44,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
権利行使期間		平成27年8月19日から 平成57年8月18日まで	
行使の条件		注10	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	417個
		目的となる株式数	41,700株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	5名
		新株予約権の数	31個
		目的となる株式数	3,100株
		保有者数	1名

- 注1：(1) 新株予約権者は、平成18年12月1日から平成48年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成47年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成47年12月1日から平成48年11月30日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 注2：(1) 新株予約権者は、平成19年8月11日から平成49年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成48年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月11日から平成49年8月10日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注3：(1) 新株予約権者は、平成20年8月19日から平成50年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成49年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年8月19日から平成50年8月18日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

- 注4：(1) 新株予約権者は、平成21年8月18日から平成51年8月17日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年8月18日から平成51年8月17日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注5：(1) 新株予約権者は、平成22年7月29日から平成52年7月28日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成51年7月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月29日から平成52年7月28日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注6：(1) 新株予約権者は、平成23年8月9日から平成53年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成52年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成52年8月9日から平成53年8月8日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注7：(1) 新株予約権者は、平成24年8月9日から平成54年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成53年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成53年8月9日から平成54年8月8日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注8：(1) 新株予約権者は、平成25年8月10日から平成55年8月9日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成54年8月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成54年8月10日から平成55年8月9日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注9：(1) 新株予約権者は、平成26年8月20日から平成56年8月19日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成55年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成55年8月20日から平成56年8月19日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注10：(1) 新株予約権者は、平成27年8月19日から平成57年8月18日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成56年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成56年8月19日から平成57年8月18日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

15社

連結子会社は(株)アーレスティ栃木、(株)アーレスティ熊本、アーレスティウイルミントンCORP.、(株)アーレスティ山形、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、(株)アーレスティテクノサービス、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティインディアプライベートリミテッド、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司であります。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

タイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD.

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

非連結子会社であるタイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD. に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)アーレスティテクノサービス、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び一部の連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しており、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法

工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
部分について成果の確実性が
認められる工事

ロ. その他の工事 工事完成基準

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金

b. ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建債権債務等

ハ. ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつ、ヘッジ取引の実行管理を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、当社及び一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（追加情報）

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成28年1月より退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行しました。

この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別損失として257百万円計上しております。

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 消費税等の会計処理

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

なお、消去差額が軽微である場合には、発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「長期未払金」は137百万円です。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	127,490百万円
(2) 受取手形裏書譲渡高	616百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,027千株	一千株	一千株	26,027千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	203千株	0千株	22千株	181千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少22千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会決議	普通株式	154	利益剰余金	6	平成27年3月31日	平成27年6月3日
平成27年11月10日 取締役会決議	普通株式	155	利益剰余金	6	平成27年9月30日	平成27年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月9日 取締役会決議	普通株式	206	利益剰余金	8	平成28年3月31日	平成28年5月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年11月15日 取締役会決議分	平成19年7月26日 取締役会決議分	平成20年7月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,500株	5,100株	12,900株
新株予約権の残高	35個	51個	129個

	平成21年7月24日 取締役会決議分	平成22年7月12日 取締役会決議分	平成23年7月20日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	11,800株	12,800株	18,300株
新株予約権の残高	118個	128個	183個

	平成24年7月24日 取締役会決議分	平成25年7月22日 取締役会決議分	平成26年7月28日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	18,300株	22,000株	45,100株
新株予約権の残高	183個	220個	451個

	平成27年7月24日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	44,800株
新株予約権の残高	448個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4)会計方針に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、管掌役員に報告しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、国内連結子会社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により、親会社を通じた借入金の調達をしておりますので、流動性リスクの管理は行っておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,505	4,505	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,055	24,055	—
(3) 投資有価証券	6,074	6,074	—
資産計	34,635	34,635	—
(1) 支払手形及び買掛金	12,065	12,065	—
(2) 短期借入金	4,536	4,536	—
(3) 長期借入金	37,913	38,303	389
負債計	54,515	54,904	389
デリバティブ取引 (*)	2	2	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	取引の種類	当連結会計年度（平成28年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額などの うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	220	220	3	3

金利関連

区分	取引の種類	当連結会計年度（平成28年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額などの うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ 取引変動受取・ 固定支払	453	453	△1	△1

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成28年3月31日）		
			契約額など （百万円）	契約額などの うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ 取引変動受取・ 固定支払	長期借入金	2,512	1,572	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債の(3)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	90
非連結子会社株式	36

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,505	—	—	—
受取手形及び売掛金	24,055	—	—	—
合計	28,560	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	10,850	26,279	783	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,372円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 118円50銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - ・時価のないもの
- ③ たな卸資産

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- ③ リース資産

工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法
工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
機械及び装置	2～20年
工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く）	2～20年

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 役員賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

（追加情報）

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成28年1月より退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行しました。

この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別損失として257百万円計上しております。

⑤ 製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分
について成果の確実性が認め
られる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金

b. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務等

③ ヘッジ方針

変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつヘッジ取引の実行管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「長期未払金」は128百万円です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 28,906百万円

(2) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの銀行借入等に対して保証を行っております。

アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.	16,644百万円
広州阿雷斯提汽车配件有限公司	3,564百万円
アーレスティインディアプライベートリミテッド	634百万円
合肥阿雷斯提汽车配件有限公司	616百万円
計	21,458百万円

② 関係会社の電子記録債権に係る債務に対して保証を行っております。

株式会社アーレスティ栃木	2,368百万円
株式会社アーレスティ山形	355百万円
株式会社アーレスティ熊本	164百万円
株式会社アーレスティテクノサービス	231百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,553百万円
② 短期金銭債務	11,508百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	6,441百万円
② 売上原価	37,364百万円
③ 販売費及び一般管理費	39百万円
④ 営業取引以外の取引高	328百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	203千株	0千株	22千株	181千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少22千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

(百万円)

繰延税金資産	
未払費用	33
未払事業税	24
賞与引当金	215
退職給付引当金	254
未払金（確定拠出年金未移換分）	140
長期未払金（確定拠出年金未移換分）	397
減損損失	13
製品保証引当金	12
その他	136
繰延税金資産小計	1,226
評価性引当額	△105
繰延税金資産合計	1,120
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△969
その他有価証券評価差額金	△1,240
その他	△51
繰延税金負債合計	△2,261
繰延税金負債の純額	△1,140

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は68百万円減少し、法人税等調整額が1百万円減少し、その他有価証券評価差額金が69百万円増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 アーレステイ 栃木	300	アルミダイカスト 製品の製造	100	アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品 を当社へ売上 役員の兼任	ダイカスト製品の 購入	24,024	買掛金	2,216
						受取配当金	64	—	—
						電子記録債権に係 る債務に対する 保証	2,368	—	—
	株式会社 アーレステイ 山形	151	アルミダイカスト 製品の製造	100	アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品 を当社へ売上 役員の兼任	資金の借入	1,539	預り金	1,634
	株式会社 アーレステイ テクノサービス	15	機械器具の製造	100	ダイカスト周辺部 品を当社へ売上	資金の借入	1,574	預り金	1,668
	株式会社 アーレステイ ダイモールド 浜松	266	精密金型の製造	100	ダイカスト金型 を当社へ売上	資金の借入	805	預り金	884
	広州阿雷斯提汽 車配件有限公司	千中国元 543,326	アルミダイカスト 製品の製造	100	ダイカスト製品 を当社へ売上 役員の兼任	銀行借入に対する 債務保証	3,564	—	—
	株式会社 アーレステイ ブリテック	100	軽金属製品の加工	100	ダイカスト製品加 工代を当社へ売上	資金の借入	2,611	預り金	2,673
アーレステイ メヒカーナ S.A. de C.V.	百万ペソ 1,163	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	銀行借入に対する 債務保証	16,644	—	—	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高のうち買掛金には消費税等が含まれておりません。
2. 株式会社アーレスティ栃木からのダイカスト製品の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格交渉の上決定しております。
3. 資金の借入については、連結グループ内における効率的な資金運用を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。また、取引金額については期中平均残高によっております。
4. 広州阿雷斯提汽车配件有限公司及びアーレスティメヒカーナS. A. de C. V. に対する債務保証は、株式会社みずほ銀行等からの融資に対して保証したものであります。また、株式会社アーレスティ栃木の電子記録債権に係る債務に対して保証をしております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,670円 15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 58円 45銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。